

葛卷町農業委員会  
第4回総会議事録

1 日 時 平成27年10月22日(木)午前10時30分から午後10時35分

2 会 場 葛巻町総合センター 保健相談室

3 会議に付した議案

議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する可否の決定を求めることについて

議案第2号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について

報告第1号 農地転用許可後の工事進捗状況報告の受理について

報告第2号 農地の現状変更完了報告書の受理について

報告第3号 農地法第6条第1項の規定による報告書の受理について

報告第4号 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について

報告第5号 地目変更登記に係る照会に対する回答について

4 出席委員

第1番 門 場 政 一                      第2番 馬 場 正 俊                      第3番 星 野 順 子

第4番 木戸場 真紀子                      第5番 橘           秀 子                      第6番 芳 田           聡

第7番 川 崎 美由起                      第8番 藤 森 雅 美                      第10番 森           久 雄

第11番 坂 井 徳 身                      第13番 落 宰           勝                      第14番 久 保           淳

第15番 坂 待 純 一(職務代理)

第16番 深 澤           進(会 長)

5 欠席委員

第9番 長 峯 一 雄                      第12番 藤 岡 俊 策

6 議事録署名委員

第7番 川 崎 美由起                      第8番 藤 森 雅 美

7 書記(農業委員会事務局)

村 上 明 彦(事務局長)                  落 合 咲 子(事務局長補佐)

**事務局長** 皆さん、おはようございます。大変お疲れ様でございます。ちょうど10時、ご案内の時間になりました。本日出席の皆様がお揃いになりましたので、ただ今から第4回総会を進めさせていただきます。

それでは、深澤会長からご挨拶を頂戴いたしまして、そのまま総会に入らせていただきます。よろしくお願いいたします。

**会 長** **【あいさつ】**

おはようございます。今日は午前中の総会ということで、皆さんには朝の作業等、大変忙しい対応だったと思います。この総会終了後、ご案内のとおり本日は農地パトロールを実施することになっております。一日の活動となりますので、よろしくご協力お願いします。

**【開 会】**

**議 長** それでは、総会に入りたいと思います。

ただ今から葛巻町農業委員会第4回総会を開会いたします。

本日の出席委員は16名中14名で、定足数に達しておりますので、総会は成立しております。

9番長峯委員は所要のため、12番藤岡委員は北海道で開催される全日本ホルスタイン共進会参加のため欠席の申し出がありましたので報告いたします。

本日の総会提出議案は、お手元に配布しているとおりです。

### 《日程第1》

**議 長** 日程第1、議事録署名委員の指名を行います。

議事録署名委員は、7番川崎委員、8番藤森委員のお二人を指名いたします。

また、会議書記は事務局職員の村上事務局長と落合局長補佐を指名いたします。

### 《日程第2》

**議 長** 次に日程第2「会期の決定」を行います。

会期は本日1日と決定することに、ご異議ございませんか。

**【「異議なし」の声】**

**議 長** 異議なしと認め、会期は本日1日と決定いたします。

### 《日程第3》

**議 長** 続きまして日程第3「会務報告」について事務局の説明を求めます。

事務局長

【日程第3 会務報告】

月 日	内 容	出 席 者
9月29日(火)	農業委員会の改革に係る東北ブロック説明会 (仙台市 仙台合同庁舎)	事務局長
10月 5日(月)	農業委員ブロック別研修会(県北ブロック) (盛岡市 アイーナ)	坂井委員 馬場委員 局長補佐
15日(木)	改正農業委員会法等にかかる研修会 (盛岡市 サンセール盛岡)	深澤会長 局長補佐
16日(金)	現地確認調査 (町内)	馬場委員 木戸場委員 事務局2名

議 長

はい。あっ、大変すいません。先ほど言い忘れましたが、15日の改正農業委員会法等にかかる研修会の件につきましては、今回、葛巻町につきましては、早急にというのはなくて、今日の予定もありますので、この件につきましては次回の総会のおきにお繋ぎしたいと思いますので、よろしくお願ひします。

それでは、ただ今の報告について、何かご発言がございましたら、どうぞ。

【「なし」の声】

議 長

ないようですので、以上で日程第3「会務報告」を終わります。

《日程第4》

議 長

次に日程第4「議案第1号農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する可否の決定を求めることについて」を議題に供します。

事務局より議案の説明を求めます。

事務局長

はい。【事務局長挙手】

議 長

事務局長。

事務局長

それでは議案第1号、1号をご覧いただきたいと思ひます。農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する可否の決定を求めることについて、1件でございます。農地は●●●地区の農地、2筆で合わせて692㎡でございます。●●市の●●●●さんから●●の●●●●さんへの無償による移転になります。3号が許可申請になっておりまして、権利の設定は許可後に直ちに行うことになっております。4号が図面でございますが、●●橋を渡ってすぐの●●の場所になりますけれども、拡大した図面の「8」が宅地になっておりまして、「7」と「9」が該当になる農地でございます。2号が調査書になります。現地

確認を終えましての調査書になりますが、全部効率要件から地域調和要件に至るまで、特に問題はないということで調査書を作成しておるところでございます。以上でございます。

議長 この事案は、現地確認が行われております。

現地確認の結果報告を2番馬場委員にお願いします。

2番 現地確認の結果を報告します。

図面にありますとおり、7番につきましては、住宅に囲まれた狭い農地ではありますが、野菜畑として使用されてございます。この分につきましては●●さんという方に貸しておられるというふうに伺っております。大きい方の622㎡ですけれども、キャベツ、白菜、大根等が作付けされておりました。特に問題はないと思われま。以上でございます。

議長 次に地区担当委員の補足説明ですが、1番門場委員にお願いします。

1番 特に問題はないと思います。

議長 以上で説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑等ございましたらどうぞ。

**【10番森委員挙手】**

議長 10番森委員。

10番 はい。この農地ですけれども、現在、譲受人が使用しているわけですか。

**【事務局長挙手】**

議長 事務局長。

事務局長 はい。そのとおりです。●●●●●さんが以前から使っているところのようです。

10番 あと一つ。譲受人と●●市にいる方は、親戚関係か何かでしょうか。…分かりますか。

**【事務局長挙手】**

議長 事務局長。

事務局長 親戚のようでございます。●●さんは元々こちらの出身の方で、今現在は●●市に住んでおられるということです。

10番 何で聞いたかということ、無償というところに疑問を抱いたのでお伺いしました。以上です。

議長 他にございませんか。

**【「なし」の声】**

議長 ないようですので、採決に移りたいと思いますが、ご異議ございませんか。

**【「異議なし」の声】**

議長 異議なしと認め、採決に移ります。

議案第1号「農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する可否の決定を求めることについて」は、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手願います。

**【挙手全員】**

議長

挙手全員です。

よって議案第1号「農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する可否の決定を求めることについて」は、原案のとおり許可することに決定します。

**《日程第5》**

議長

次に日程第5 議案第2号「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について」を議題に供します。

議長

事務局より議案の説明を求めます。

**【事務局長挙手】**

議長

事務局長。

事務局長

はい。それでは資料の5頁をご覧くださいと思います。議案第2号農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について、ということで5頁については利用権の設定が2件でございます。まず1件目ですが、葛巻第●地割●●●地区の農地合わせて6筆54,304㎡、●●●●さんから県の農業公社への賃貸借ということで、期間が10年間、10戸当たりの単価が5,064円というものでございます。続いて2番の事案ですが、江川第●地割●●●地区、1筆ですが19,044㎡、●●●●さんの相続人代表●●●●さんから県の農業公社、10年間の賃貸借で10戸当たりの単価が5,251円でございます。

続いて6頁に入りまして、こちらは所有権の移転になります。3件ございます。まず1つ目が江川第●●地割●●地区の2筆371㎡、●●●●●さんから県の農業公社ということで、売買価格が111,300円というものでございます。続いて2番の事案ですが、江川第●●地割●●●地区の農地2筆3,145㎡、●●●●●さんから県の農業公社、売買価格が600,000円というものでございます。それから3番の事案は、葛巻第●●地割●●●地区の農地合わせて6筆24,782㎡、●●町の●●●●●さんから県の農業公社、売買価格が600,000円というものでございます。以上でございます。

議長

以上で説明が終わりました。質疑等ございましたらどうぞ。

**【「なし」の声】**

議長

ないようですので、採決に移りたいと思いますが、ご異議ございませんか。

**【「異議なし」の声】**

議長

異議なしと認め、採決に移ります。

議案第2号「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について」賛成の方は挙手願います。

**【挙手全員】**

議長

挙手全員です。

よって議案第2号「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認に

ついて」は、承認することに決定いたします。

## 《日程第6》

議長 長 次に日程第6 報告第1号農地転用許可後の工事進捗状況報告書の受理について」を議題に供します。

事務局より報告事項の説明を求めます。

### 【事務局長挙手】

議長 長 事務局長。

事務局長 はい。それでは8号になります。報告第1号農地転用許可後の工事進捗状況報告書の受理についてということで1件ですが、施工者は●●●●地区の●●●●さん。畑を宅地に変更して、農家住宅、駐車場、浄化槽等を整備するという計画でございました。柵根の11月に許可になっておるものですが、16日に現地確認を行ったところでございます。以上でございます。

議長 長 この事案については、現地確認が行われております。

現地確認の結果報告を4番木戸場委員にお願いします。

4番 現地確認の結果を報告します。

この事案は、昨年10月の総会で農家住宅、駐車場、合併浄化槽の整備のため畑を宅地に転用することを許可相当と決定し、11月に許可になったものです。

現地は、農家住宅等が計画どおり完成しており、宅地として適切に管理されていることを確認して参りました。以上です。

議長 長 次に地区担当委員の補足説明を5番橋委員にお願いします。

5番 無事に完成しておりましたので、特に問題ありません。

議長 長 以上で説明が終わりました。質疑等ございましたら、どうぞ。

### 【「なし」の声】

議長 長 ないようですので、以上で報告第1号を終了いたします。

## 《日程第7》

議長 長 次に日程第7 報告第2号「農地の現状変更届に係る完了確認について」を議題に供します。

事務局より報告事項の説明を求めます。

### 【事務局長挙手】

議長 長 事務局長。

事務局長 はい。資料は9号でございます。報告第2号農地の現状変更届に係る完了確認についてということで1件ですが、●●●●地区の●●●●さんの届出でございます。工事施工者は株式会社●●●●●です。畑に盛り土をして現状を変更するという計

画でした。当初は1mぐらいということでしたけれども現地確認では40～50cm、約半分ぐらいの盛り土になっていることを16日に確認しているところがございます。以上でございます。

議長

この事案についても現地確認が行われております。

現地確認結果報告を4番木戸場委員にお願いします。

4番

現地確認の結果を報告します。

この事案は、本年5月の総会で農地の現状変更届けがあったものです。

当初の計画では、江川簡易水道配水管布設工事の残土を盛り土して、農地の地盤を1mほど高くする計画でしたが、現状は計画の約半分40～50cmの高さで完了していることを確認して参りました。以上です。

議長

次に地区担当委員の補足説明を7番川崎委員にお願いします。

7番

本日来る途中確認して参りました。排水の方もうまくできていましたので、本人もそれでいいということなので、問題はないと思います。

議長

以上で説明が終わりました。質疑等ございましたら、どうぞ。

【「なし」の声】

議長

ないようですので、以上で報告第2号を終了いたします。

## 《日程第8》

議長

次に日程第8 報告第3号「農地法第6条第1項の規定による報告書の受理について」を議題に供します。

事務局より報告事項の説明を求めます。

【事務局長挙手】

議長

事務局長。

事務局長

はい。それでは報告第3号農地法第6条第1項の規定による報告書の受理についてということで2件でございます。まず1件目は、農事組合法人●●●●●●●●からでございますが、要件のところですが、報告内容でございます。事業種類、売上高、構成員数、業務執行役員数等の報告を頂戴しております。それから2番の方ですが、有限会社●●●●●●●●、特例有限会社でございますが、こちらにつきましても要件につきましては、先ほどと同じ中身でございます。これら農事組合法人等につきましては、毎年1回、農業委員会にこのような報告をすることが義務づけられておりますので、このたびの報告となったものでございます。以上でございます。

議長

以上で説明が終わりました。質疑等ございましたら、どうぞ。

【8番藤森委員挙手】

議長

8番藤森委員。

8番

はい。事業種類というのは、どのようなものですか。



事務局長

はい。それでは担当の補佐の方からお答えいたします。

局長補佐

はい。事業の種類というのは、事業要件になります。農業生産法人の形態というのは、農事組合法人、株式会社、昔でいうところの有限会社、特例有限会社というものが組織要件になります。あと、売上高というのは、売上げが多いとか少ないとかいうことではなく、農業に関わる部分の売上げの半分以上が要件を満たしているということで見ます。構成員数についても農業従事している人が何人いるかという人数ではなく、全体の事業の中でそれに携わる人がどれぐらいいるか。役員の方も業務執行役員とありますが、これも2分の1以上の役員の方が農業に従事していなければならないという要件がございます。実際には、売上高とか、家族何人でやっているとか、そういう中身については問われないものです。以上でございます。

8 番

例えば作業受託とか、農地を借りてやるとか、そういったものは事業に含まれているのですか。

局長補佐

法人では定款とか作られているかと思いますが、その業務の中に農業生産、作業の受委託とか、6次産業化とか、いろいろあると思いますが、いずれにしても農業にかかわって違う事業を展開することも認められておりますので、その法人がどのような形態や業種で会社を運営されているかが審査の対象になります。

8 番

聞いている内容が、作業受託が事業内容に入っているかどうかなんですが…、自分たちがやっている部分のほかに、借地などをする場合は報告が必要だと聞いていたんですが。

局長補佐

作業受委託についても事業費、決算をした中で売上げのところに入ってくると思いますので、それらの中身については見させていただいております。報告いただくものの中には、どのぐらい従事したかを確認するために出勤簿の写しですとか、当然ながら決算書も頂戴しております。定款等で変更があった場合は定款の写しも頂戴しております。

8 番

はい。分かりました。

議 長

他にございませんか。

【「なし」の声】

議 長

ないようですので、以上で報告第3号を終了いたします。

## 《日程第9》

議 長

次に日程第9 報告第4号「農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について」を議題に供します。

議 長

事務局より報告事項の説明を求めます。

【事務局長挙手】

議 長

事務局長。

事務局長

はい。資料は11点でございます。報告第4号農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について、1点でございます。江川第●●地割●●●地区、面積が2,057㎡、●

●●●●さんから●●●●●さんへの貸借でしたが、こちらは合意による解約というものでございます。解約の理由は農地を売買するためということで、売買の出し手と受け手は、このたびの当事者と同じお二人になります。以上でございます。

議長 以上で説明が終わりました。質疑等ございましたら、どうぞ。

【「なし」の声】

議長 ないようですので、以上で報告第4号を終了いたします。

## 《日程第10》

議長 次に日程第10 報告第5号「地目変更登記に係る照会に対する回答について」を議題に供します。

事務局より報告事項の説明を求めます。

【事務局長挙手】

議長 事務局長。

事務局長 はい。それでは資料は12頁になります。報告第5号地目変更登記に係る照会に対する回答についてということで、こちらにつきましては13頁をご覧いただきたいと思いますが、まず、法務局から照会がございました。場所については葛巻第●●地割●●●●地区の3筆の農地について、現在どういう状況かという問い合わせがあったものでございまして、それに対する回答につきましては右側の会長から法務局あての回答書になります。こちらの農地につきましては、平成8年に当時の株式会社●●建設が、下町地区の●●さんから5条により購入した農地でしたが、こちらが現在どういう状況になっているかということで16日に確認しておるところでございますが、地目変更をしていなかったため地目は田と畑のままですが、現状は平成8年に5条申請で売買した際に雑種地ということで申請しておりましたが、現地はそのとおり雑種地になっておるようございました。都道府県からの指示事項は「原状回復命令を行わない」に○をしております。場所につきましては農振地域内ではありますけれども農用地区域外になっておるものでございます。

議長 この事案は、現地確認が行われております。現地確認の結果報告を2番馬場委員にお願いします。

2番 それでは、現地確認の結果を報告します。

この事案の農地は、平成8年11月に5条申請による永久転用として許可になったもので、下町地区の立花利偉さん(故人)から譲受人の水本建設株式会社(現：株式会社水本)が資材置き場拡張のため購入したものです。

現地は、水本建設株式会社の旧事務所裏に位置し、フェンスに囲まれた場所で雑草もきれいに刈り込まれており、雑種地として適切に管理されている状況でした。

このたびの法務局からの照会は、転用許可後に地目変更登記を行っていなかったこと

によるものと思われます。以上です。

議長 以上で説明が終わりました。質疑等ございましたら、どうぞ。

【「なし」の声】

議長 ないようですので、以上で報告第5号を終了いたします。

## 《日程第 11》

議長 次に日程第11「その他」ですが、委員の皆さんからございましたら、どうぞ。

【「なし」の声】

議長 事務局からあれば、お願いします。

【「特にありません」の声】

議長 ないようですので、「その他」を終了します。

以上で、葛巻町農業委員会第4回総会を閉会いたします。

上記の議事録は、書記が記載したものであるが、その内容が正確であることを証明するため、ここに署名する。

平成27年10月26日

会 長 \_\_\_\_\_

議事録署名委員 \_\_\_\_\_

議事録署名委員 \_\_\_\_\_